

## 北海道における林業労働力の確保の促進に関する基本計画(素案)についての意見募集結果

令和5年(2023年)8月25日

「北海道における林業労働力の確保の促進に関する基本計画(素案)について、道民意見提出手続により、道民の皆様からご意見を募集したところ、5名から延べ9件のご意見が寄せられました。

ご意見の要旨及びご意見に対する道の考え方については、次のとおりです。

※「意見に対する道の考え方」のA～Eの区分は次のとおりです。

A：意見を受けて素案を修正したもの

B：素案と意見の趣旨が同様と考えられるもの

C：素案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの

D：素案に取り入れなかったもの

E：素案の内容についての質問等

意見の概要	意見に対する道の考え方	
<b>「第2 林業における経営及び雇用の動向」についてのご意見</b>		
<p>第2の2 図表2-1について、<u>林業事業体数が平成17年度以降、上昇しているが、どの経営形態の事業体が増えているのか、会社組織なのか、個人事業主なのか、そのあたりの分析を知りたい。また、上昇の理由はどのような背景が考えられるのか。施策の取組成果があれば、そのような記載をしてはどうか。</u></p>	<p>道が実施した林業労働実態調査によれば、平成17年度と令和3年度の林業事業体数を比較すると、個人事業主が51から78、会社形態の事業体数が278から414とそれぞれ約5割増加しています。</p> <p>増加した要因としては、道内の人工林資源が利用期を迎え、伐採量が増加したことが背景の一つと考えられます。</p> <p>道産木材の安定供給や着実な再生林を進めるためには、林業の生産性を高め、持続的・安定的な経営を実現できる林業事業体の育成が必要なことから、道では、引き続き、セミナーの開催などにより、林業事業体の経営力の強化に取り組んでまいります。</p>	E
<p>女性の林業従事者について、第2「林業における経営及び雇用の動向」4の「林業労働力の傾向」の中で<u>女性の従事者数の現状がどの程度なのか、図4-1又は別図の中で現状の数値を明らかにすることにより、5の「林業労働対策の現状と課題」の中で、女性の労働力を確保する上での実態と課題の整理ができるのではないか。</u></p>	<p>ご指摘の趣旨を踏まえ、第2「林業における経営及び雇用の動向」の4「林業労働力の動向」において、女性従事者の占める割合は、近年、1割程度で推移している旨の記載を追加するとともに、第2の5「林業労働対策の現状と課題」において、男女問わず誰もが働きやすい魅力ある職場への転換を早急に図ることが必要である旨の記載を追加します。</p> <p>(参考)</p> <p>第2の4 年齢階層別では、60歳以上の割合は31%と依然として高い水準にあり、39歳以下の若年者の割合は横ばい傾向にある(図4-2)。</p> <p>女性従事者の占める割合は、近年、1割程度で推移している。</p> <p>新規参入者数は、10年前の平成23年度(2011年)が193人で、25年度には145人まで減少したものの、その後増加し、令和3年度は183人となっている。</p> <p>第2の5 ……労働環境や就労条件のさらなる改善、労働災害の防止など、男女問わず誰もが働きやすい魅力ある職場への転換を早急に図ることが必要である。</p>	A

意見の概要	意見に対する道の考え方	
<b>「第3 林業労働力の確保の促進に関する基本方針」についてのご意見</b>		
<p>林業の担い手不足問題はいまだ改善の兆が見えず、基本計画に記載された施策の実施によって状況が好転することを願うところである。</p> <p><u>指標に至る具体的な過程(各々の施策から得られる成果・数値、経過による想定推移など)も明示して頂いた方が基本計画の全容をイメージしやすいと思いますのでご検討いただきたい。</u></p>	<p>本基本計画では、取組を林業関係者にわかりやすく示すため、「北海道森林づくり基本計画」(令和4年3月策定)の目標に関する指標を掲載し、達成に向けた取組を進めることとしております。</p> <p>道としては、本基本計画に基づき、林業労働力の育成・確保を総合的に進めるため、ハーベスタなど高性能林業機械の導入支援と併せ、路網を計画的に整備し、生産性の向上を図るとともに、植付けが容易なコンテナ苗の活用や下草刈り機械の普及などに取り組み、森林施業の効率化を進めてまいります。</p> <p>また、就業環境の改善や労働安全の確保はもとより、北森カレッジにおける専門人材の育成を進めるほか、本道の林業の魅力をアピールし、道内外から人材を呼び込むなど、新規参入者の確保に取り組んでまいります。</p> <p>なお、いただいたご意見については、今後の進め方等の参考とさせていただきます。</p>	C
<b>「第4 事業者が行う林業労働力の確保に関する目標」についてのご意見</b>		
<p>高年齢従事者の取扱いについて、第4「事業者が行う林業労働力の確保に関する目標」の1の(5)について、「<u>高年齢従事者の活躍の推進の中で現在従事している高年齢者をリスペクトするべく高年齢従事者をスーパーシニアとして表現してはどうか。</u></p> <p><u>なお書き以降「高年齢の林業従事者は、心身機能が低下し、敏捷性や平衡性が低下することが多いことから、」との表現は失礼な言い回しであり、「高年齢の林業従事者の特性や健康、体力面などに対応した作業方法の見直しや柔軟な勤務形態、安全衛生対策等適切な雇用環境の整備に努める。」等の文言に修正してはどうか。</u></p>	<p>高年齢の林業従事者の心身機能に関する記述については、有識者からの意見も踏まえ、具体的に記述しているところであり、一般的な傾向を示したものである旨、御理解をお願いします。</p> <p>取組については、ご指摘の趣旨を踏まえ、第4「事業者が行う林業労働力の確保に関する目標」の1(5)「高年齢従事者の活躍の推進」において、『<u>高年齢従事者の特性や健康状態などに配慮した作業方法の見直しや柔軟な勤務形態、労働安全衛生など適切な雇用環境の整備に努める</u>』旨の記載に修正します。</p> <p>なお、高年齢従事者との表現については、国の「林業労働力の確保の促進に関する基本方針」(令和4年10月26日)に即した表現としており、「スーパーシニア」の一般的な用語の定義が定まっていないことから、これまでどおり「高年齢従事者」と記載します。</p>	A
<b>「第5 林業労働力の確保の促進を図るための施策」についてのご意見</b>		
<p><u>事業者が今一番求めているのは、現場で働く作業員であり、カレッジと事業者の思惑がどの程度 マッチングしているのか、疑問を感じている。</u></p> <p><u>北森カレッジの卒業生が、将来的に企業等の幹部候補生であっても、10年程度は、現場での作業を実践していただければと願っている。</u></p>	<p>北森カレッジでは、現場での学びを重視した実践教育により、即戦力となり、将来、企業等の中核として活躍できる人材の育成に取り組んでいるところであり、今後とも本道の林業・木材産業関係企業をはじめ、幅広い関係者の皆様の御意見を伺い、企業ニーズに応じた教育内容の見直しを行いながら、生徒が実践的な知識・技術を習得できるように取り組んでまいります。</p>	E
<p>作業中に蜂刺されによる被害が増えていることや、農業などへのヒグマ被害の報道もあることから、「<u>蜂やヒグマなど危険動物に対する注意喚起</u>」を盛り込むべきではないか。</p>	<p>ご指摘の趣旨を踏まえ、第4「事業者が行う林業労働力の確保に関する目標」の2「労働安全の向上」において、ハチ刺され、熱中症防止など安全衛生の確保に必要な装備の導入促進に加えて、ハチやヒグマなどの危険な動物に関する注意喚起を図る旨の記載を追加します。</p>	A

意見の概要	意見に対する道の考え方	
<b>「第6 その他林業労働力の確保に関する事項」についてのご意見</b>		
<p>地域課題に対応した担い手確保について、林業労働力の確保の促進に関する基本方針において、自伐型林業についての記述がある。北海道としても多様な担い手の確保の一例として自伐型林業の方々の育成を進めていくような方針を記載してはいかがか。</p>	<p>ご指摘の「自伐型林業」については、第6「その他林業労働力の確保に関する事項」の2「山村地域の活性化及び定住環境の整備」に記載のとおり、多様な働き方への対応に含まれているものと考えています。</p>	B
<p>森林・林業の社会的価値や林業労働者の社会的地位の向上について、第6「その他林業労働力の確保に関する事項」の3「森林・林業に対する理解の促進」を「森林・林業に対する理解の促進・林業従事者の社会的地位の向上」とし、森林の有する多面的機能の公共的な役割を支えている林業従事者の社会的地位や森林・林業の社会的価値を広く知らしめ、林業従事者が誇りを持って仕事ができるよう表現する。</p>	<p>ご指摘の趣旨を踏まえ、第6「その他林業労働力の確保に関する事項」の3「森林・林業に対する理解の促進」において、森林・林業、林業従事者の役割などについて理解の促進を図る旨の記載を追加します。</p> <p>(参考) このため、広報活動や学校教育、地域における木育活動などあらゆる機会を通じ、小学生を含め小さな頃から森林・林業についての理解を深め、身近なものとして認識してもらうほか、若年者には、職業としての林業や山村地域の魅力をSNSやリーフレットなど多様なツールにより広く発信するなど、森林・林業、林業従事者の役割などについて理解の促進を図る。</p>	A
<p>外国人による林業への関与に反対する。 大切な森の維持管理を目先のコストで考えて外国人に委ねてしまえば幅広い日本人への影響力を外国に握られてしまう。働き手としてだけ来てもらうなどと都合良く解釈しては危うい。</p>	<p>第6「その他林業労働力の確保に関する事項」の4「外国人材の適正な受入」に記載のとおり、外国人技能実習生の受入にあたっては、労働力の需給調整の手段として行われてはならず、関係法令の遵守等が図られるよう取り組んでまいります。</p> <p>なお、いただいたご意見については、今後の進め方等の参考とさせていただきます。</p>	C

問い合わせ先  
水産林務部林務局林業木材課担い手育成係  
電話 011-206-6579  
内線 28-580